

information

お知らせ

介護保険運営協議会
委員募集

介護保険事業の運営に関する事項について、検討・審議します。

- 定①1人②2人③1人
対市内在住で、①40～64歳の方②要介護1～5で、介護サービスを利用している方またはその家族の方③要支援1または2で、介護予防サービスを利用している方
■任期10月～平成33(2021)年9月(年3回程度開催)
■報酬1万円(1回)

他▽市が設置する付属機関等の委員は、原則2つまで▽小論文は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

申7月17日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、小論文(千字以内・課題Ⅱ「小金井市のめざすべき支えあう地域社会づくりについて」)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を明記し、介護福祉課介護保険係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階☎042-198222 FAX042-384-2524)へ

はげの森美術館

運営協議会委員選任結果

公募委員選考基準により、

次の方々を委員に選任しました。
▽川崎京子さん、上原佐世子さん(いずれも公募市民)

間コミュニティ文化課文化推進係(☎042-387-9923)

CO2削減/ライトダウン
キャンペーン2018

環境省では地球温暖化防止のため、6月21日(木)～7月7日(土)に同キャンペーンを実施します。
また、6月21日(夏至の日)と7月7日(クールアースデー)の両日は、特別実施日として午後8時～10時に、全国のライトアップ施設等や各家庭に一斉消灯を呼びかけます。ぜひ、ご家庭や事業所でも、ライトダウンにご

ごみ減量大作戦!!

日ごろから、ごみの減量と資源化にご協力いただきまして、ありがとうございます。

ごみ減量大作戦!!

一般廃棄物処理基本計画(平成27～36年)に基づき、平成30年度の一般廃棄物処理計画では、家庭系ごみの1人1日当たりの燃やすごみ排出量の目標を前年度目標に対して4g減量の380.0g(内訳は、燃やすごみが272.2g、燃やさないごみが33.0g、プラスチックごみが53.2g、粗大ごみや有害ごみ等のその他が21.6g)としています。本欄では、今年度も燃やすごみと燃やさないごみの量について月ごとに、1人1日当たり排出量を報告します。

処理計画では、目標達成に向けた具体的な取り組みとして、マイバック・マイボトル等の利用促進を掲げています。お買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋をもらわないようにすると、レジ袋1サイズ1枚で約7g、マイボトルを利用し、テイクアウト用紙コップをもらわないようにすると、紙コップ1個で約12gが減量になります。また、お買い物の際にばら売りや量り売りを活用したり、詰め替え用のある製品を選ぶなど、一人ひとりの日々の心掛けがごみの減量に繋がります。引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【4月分のごみ排出量報告】

4月分の燃やすごみ1人1日当たり排出量は、268.9gとなり、目標値(272.2g)を3.3g下回りました。

間ごみ対策課減量推進係(☎042-387-9835)

ごみ1人1日当たりの排出量(単位:g)

燃やすごみ(市内全域) 4月 268.9g 目標値 272.2g 差引 △3.3g
燃やさないごみ(市内全域) 4月 39.4g 目標値 33.0g 差引 6.4g



参考)燃やすごみ 29年度3月 264.6g 29年度4月 253.6g
参考)燃やさないごみ 29年度3月 33.7g 29年度4月 38.2g

住宅増改築資金融資 あっせん制度
家屋の増改築や修繕、耐震補強、バリアフリー改造、太陽光発電設備等の設置をするとき、その資金の一部の融資あっせんを行っています。
なお、申請から融資を決定するまでに時間を要しますので、余裕を持ってお申し込みください。
内▽融資金額Ⅱ工事見積額の80%以内で、30万円～400万円(太陽光発電設備等の設備は、10万円～400万円)▽貸付利率Ⅱ年2.65%(市が貸付利率の2分の1相当の金額を利子補給しますので、本人負担は1.325%)▽返済Ⅱ元利均等償還で、借入額に応じ

蚊の発生防止強化月間

蚊の発生が本格化する6月は「蚊の発生防止強化月間」として、蚊が媒介する感染症の発生を未然に防止するためには、日ごろから蚊の発生を抑制するとともに、蚊に刺されないような対策が必要です。
蚊の防除のポイントとして、幼虫対策は、不用なたまり水をなくしましょう。
成虫対策として、草むらややぶは定期的に手入れをし、刺されないように長袖の着用や、必要に応じて虫よけ剤を活用しましょう。
間環境政策課環境係(☎042-387-9817)

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

Table with 5 columns: 名称, とき, ところ, 内容, 問合せ先. Includes items like 介護保険運営協議会地域密着型サービスに関する専門委員会, 奨学資金運営委員会, 在宅医療・介護連携推進会議.

て、10年以内に返済
■条件▽市内に1年以上居住し、増改築する家屋の所有者で、同居家族のための増改築であること▽市税を滞納していないこと▽償還できる収入・資産があること▽借地権利者の場合、土地所有者の承諾を得ていること▽連帯保証人がいること▽工事が平成31年2月末までに完了すること
■申告書配布場所まちづくり推進課、市ホームページ
申申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)へ

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

6月23日～29日は男女共同参画週間

内閣府男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)にちなみ、毎年6月23日～29日に「男女共同参画週間」を実施しています。本年度は「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」というキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動を実施します。
詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページ(http://www.gender.go.jp/)をご覧ください。



ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現した暮らしをめざしましょう
ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環のことです。
市では、第5次男女共同参画行動計画の基本目標の一つに「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」を掲げ、いきいきと暮らせる豊かな社会づくりをめざ

しています。
また平成27年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されるなど、働く女性を支援する法律の整備とともに雇用側においても女性の積極活用や働き方改革の動きが進んでいます。
生きがいや心の豊かさを感じられる多様な生き方を実現するために、次の項目を意識してみましょう。

- 【働き方の見直し】
▽ライフステージや生活環境、自らの人生観に合った快適な働き方をしている
▽経済的な自立が図れ、個性や能力を生かし、さまざまな分野で快適に働くことができている
【家庭生活の充実】
▽男女がともに家事・育児・介護を協力し、家族との時間が充実している
▽結婚、子育て、定年後の暮らしなど生活設計を考えている
【地域づくりや市民活動等への参加】
▽ボランティア等の地域活動に参加し、充実した時間を過ごしている
▽地域との信頼関係を構築し、暮らしが充実している
▽自己実現のため、自己啓発を図っている
【心身の健康・休養】
▽年齢や状況に応じた体調管理をしている
▽食事や運動、睡眠に気を付けて、気分転換し、気持ちがあらかに過ごさせている
◆共通◆
間企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9805)